

私立学校法第64条第5項に基づく専修学校または各種学校の設置のみを目的とする法人に係る寄附行為の認可に関する審査基準

私立学校法(以下、法という)第64条第5項に基づく専修学校または各種学校の設置のみを目的とする法人に係る寄附行為の認可に関する審査にあたっては、法、別記関係通達・関係告示、私立学校関係法施行細則の外、特に下記の点に留意して行うものとする。

記

- 1 学校法人寄附行為(例)に準拠したものであること。
- 2 学校設置に要する経費については、原則として設置者の自己資金であること。ただし、借入金の返済に関する具体的な年次計画が策定されており、かつこれに要する財源見通しが確実にあると認められる場合にかぎり、設置経費の30%以内で借入することができる。
- 3 学校設置計画申請時、初年度の年間経常経費見込額の1/3に相当する自己資金を有すること。ただし、私立専修学校・各種学校の設置認可に関する基準第41(3)の規定による場合には、次に掲げる要件を満たすものであること。
 - (1) 校地及び校舎を借用する場合
年間経常経費見込額の修業年限分以上に相当する自己資金を有すること。
 - (2) 校地又は校舎のいずれかを借用する場合
修業年限の1/2に相当する期間(1年に満たない期間は切り捨てる。)の年間経常経費見込額(賃借料を含まない。)と修業年限分の賃借料の合計額に相当する自己資金を有すること。
- 4 開校年度から完成年度までの各年度の償還額が原則として当該年度の事業活動収入の20%を上回らないものであり、適正と認められるものであること。ただし、前項ただし書の場合においては、当該期間の各年度における償還額と賃借料との合計額が原則として当該年度の事業活動収入の20%を上回らないものであり、適正と認められるものであること。
- 5 学校法人立以外の専修学校または各種学校が、設置者を学校法人に設置者変更することに伴い認可申請する場合は、学校法人設立後の総資産に対する前受金を除く総負債額の割合が30%以内であること。

(別記)

- (1) 「私立学校法の施行について」(昭和25年3月14日文部次官通達)
- (2) 「学校法人等が行うことのできる収益事業の種類」(昭和26年千葉県告示第73号)
- (3) 「準学校法人の認可基準の解釈及び運用について」(昭和35年5月26日文部省管理局長通達)